

# 介護保険に関するQ&A

**Q1 介護サービスを利用しない場合、介護保険に加入しなくてよいのでしょうか？**

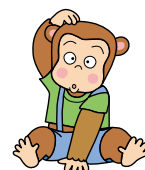


**A1** 介護保険は、高齢者の介護を社会全体で支える制度です。また、病気やケガと同じように、自分が高齢になったとき、いつ介護が必要になるか分かりません。医療保険と同様、自分や家族などが介護されるときに備えての保険ですので、40歳以上の方は全員が自動的に加入することになります。

介護保険は、医療保険、年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険に次ぐ5番目の社会保険（公的保険）となります。よって、対象になれば強制的に加入することになり、民間保険のように個人の意思によって任意に加入・脱退することはできません。

社会保険（公的保険）は、民間保険と違って誰にでも起こりうることからであることや誰にでも必要となる保険を、国が制度をつくり、市町村などが運営する社会保険制度です。

**Q2 介護保険のサービスを利用するには、どうしたらいいのですか？**



**A2** 介護サービスを利用するためには、うるま市介護長寿課に要介護認定の申請をして「介護や支援が必要な状態である」と認定される必要があります。窓口で申請すると、訪問調査や審査を経て、介護が必要な状態かどうか、またどのくらいの介護が必要であるかが決められます。

介護や支援が必要な状態の度合いに応じて受けられるサービスが決まります。

要介護1～5

## 介護保険の介護サービス（介護給付）

日常生活で介助を必要とする度合いの高い人で、生活の維持・改善を図るためのさまざまな介護サービスを利用できます。

要支援1～2

## 介護保険の介護予防サービス（予防給付）

介護保険の対象者ですが、要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性が高い人などが受けるサービスです。

非該当

## うるま市が行う介護予防事業（地域支援事業）

介護保険の対象者にはなりませんが、うるま市が行う介護予防事業の支援やサービスを利用できます。

**Q3 介護保険料は控除の対象になりますか？**



※詳しくは介護長寿課へ  
ご確認ください。

**A3** 介護保険料は、健康保険料などと同様に社会保険料控除の対象です。年末調整、確定申告（または市民税の申告）の際に社会保険料として申告することができます。また、普通徴収により納付している配偶者等の介護保険料を、あなたが実際に支払っている場合も控除することができます。なお、特別徴収（年金から天引き）の方は、本人の申告でのみ控除の対象となります。

お問い合わせ先: 福祉部 介護長寿課 ☎973-3208